

## 地域ソーシャルインパクト創出支援事業運営業務委託 実施要領（公募型プロポーザル）

### 1 案件名称

地域ソーシャルインパクト創出支援事業運営業務委託

### 2 業務の概要

#### (1) 事業目的

神戸市では、革新的なテクノロジーやアイデアを活用して社会課題の解決に取り組むスタートアップへの支援を進めるとともに、エコシステムの構築を推進している。

国においても、2022年に閣議決定された「スタートアップ育成5か年計画」において、社会課題の解決と持続的な経済成長を同時に目指す「インパクトスタートアップ」への支援が重要視されているほか、「骨太の方針2025」では、地域課題を解決する「ローカル・ゼブラ企業」の育成に向け、社会的インパクト評価を資金調達につなげる環境整備を行う旨が明記されている。

本事業は、神戸市内企業等の地域企業が事業を通じて生み出すソーシャルインパクトを可視化し、ソーシャルインパクト創出・拡大を意識した事業設計と発信を促すことで、社会的価値と経済的価値の両軸をともに高めていける状態を目指すものである。

#### (2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

#### (3) 事業規模（契約上限額）

金7,200,000円（消費税・地方消費税含む）

#### (4) 契約期間

契約締結の日から2027年3月31日まで

#### (5) 費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

### 3 契約に関する事項

#### (1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。（神戸市は受託者と協議の上、企画提案された内容の一部の変更を求めることがある。）なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

#### (2) 委託料の支払い

契約締結後、契約金額の4割の額を上限に、受注者の請求に基づき前金払を行う。

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき残額を支払うこととする。

#### (3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

#### (4) 契約保証金に関する事項

契約保証金の額は、神戸市契約規則第 24 条第 1 項の規定により契約金額の 100 分の 3 以上の額とする。ただし、神戸市債又は国債の提供をもって契約保証金に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行った場合、その他、規則第 25 条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付は免除する。

#### (5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

### 4 応募者資格

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (2) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生計画認可の決定されているものを除く。）でないこと。
- (3) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員が役員として経営に関与（実質的に関与している場合を含む）していないこと等「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第 5 条」に該当しないこと。
- (6) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体でないこと。
- (7) 神戸市における請負及び委託契約の業務について、これまで契約違反など履行状況が不良との評価を受けていないこと。
- (8) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (9) 租税公課の滞納処分を受けていないこと。
- (10) 共同企業体による応募も可能だが、その場合は代表者及び構成員が上記(1)から(9)を全て満たすこと。また、神戸市との連絡調整は代表者が行い、委託契約に係る事務処理についても代表者の名義で行うこと。なお、共同企業体による応募の場合、(別紙) 評価項目の地元企業に関する配点は、地元企業の割合に応じて評価する。

### 5 スケジュール

- |                      |                               |
|----------------------|-------------------------------|
| (1) 公募開始             | 2026 年 3 月 16 日（月曜）           |
| (2) 参加申請関係書類・質問票提出期限 | 2026 年 4 月 7 日（火曜）17 時必着      |
| (3) 質問に対する回答         | 2026 年 4 月 13 日（月曜）           |
| (4) 企画提案書・見積書の提出期限   | 2026 年 4 月 28 日（火曜）17 時必着     |
| (5) 事業者選定委員会（原則書類審査） | 2026 年 5 月中旬予定 ※詳細は別途参加申込者に通知 |
| (6) 選定結果通知           | 2026 年 5 月下旬予定                |
| (7) 契約締結・事業開始        | 2026 年 6 月上旬予定                |
| (8) 事業完了             | 2027 年 3 月 31 日               |

## 6 応募手続き等に関する事項

### (1) 参加申請手続き

- ア. 受付期間 2026年3月16日(月曜)～2026年4月7日(火曜)17時まで
- イ. 提出方法 本要領9に記載の担当部署に電子メールでデータを提出すること。
- ウ. 提出書類 ①参加申込書(様式1号)  
②参加資格確認書(様式2号)  
③団体概要(様式3号) ※直近事業年度の会社概要、パンフレット等も可  
④神戸市契約等からの暴力団関係者排除に係る誓約書(様式4号)  
⑤共同企業体結成届出書(様式5号)(共同企業体による参加申込の場合のみ)  
※共同企業体で参加申込を行う場合は、全ての構成員について、上記③④を提出すること。

### (2) 質問の受付

- ア. 受付期間 2026年3月16日(月曜)～2026年4月7日(火曜)17時まで
- イ. 提出方法 質問票(様式6号)に必要な事項を記載し、本要領9に記載の担当部署に電子メールで提出すること。電話等による質問は受け付けない。
- ウ. 回答方法 参加申込者全員に対し、質問事項及び回答を電子メールで2026年4月13日(月曜)までに回答する。なお、質問者の情報については公表しない。
- エ. その他 神戸市の回答は、本要領及び仕様書を補足する効力を持つ。

### (3) 企画提案書・見積書の提出

- ア. 受付期間 2026年3月16日(月曜)～2026年4月28日(火曜)17時まで
- イ. 提出方法 本要領9に記載の担当部署に電子メールでデータ(PDF形式)を提出すること。
- ウ. 提出書類 ①企画提案書(様式不問、A4サイズ)  
下記の事項及び仕様書で指定している項目について必ず記載すること。
  - I 事業実施提案
    - ・本事業実施に当たっての全体コンセプト
    - ・全体スケジュール案
    - ・事業実施内容
  - II 業務を遂行するための体制
  - III 同種業務の実績
- ②見積額調書(様式7)及びその明細書(様式自由)
- ③その他補足資料(任意、様式自由)

## 7 選定に関する事項

### (1) 評価基準

審査は、次に示す各評価項目の観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

- ア 業務目的および業務内容の理解度【10点】
- イ 事業の手法・内容の的確性、実現性【45点】

ウ 工程・実施手順・体制の妥当性、関連実績の豊富さ【35点】

エ 地元企業に対する加点【10点】

## (2) 選定方法

- ア. 本企画提案の審査については、「地域ソーシャルインパクト創出支援事業運営業務」受託事業者選定委員会（以下「事業者選定委員会」という。）が行い、その意見を受けて選定する。
- イ. 事業者選定委員会は、提出された企画提案書等に基づき、原則書類審査にて、評価基準に沿って100点満点で評価を行う（P6「評価項目」参照）。各選定委員の採点に基づく順位点の合計点により順位を決定し（1位は1点、2位は2点、の要領で順位点を付与する）、順位点の合計が最も少ない者を契約候補者とする。
- ウ. なお、選定委員の合計点の平均が60点未満の参加者は失格とする。
- エ. 順位点の合計が最も少ない参加者が複数あった場合は、評価項目のうち「事業の手法・内容的確性、実現性」の点数が高い者を契約候補者とする。
- オ. 参加者多数の場合には、書類審査に加えオンラインによるプレゼンテーションを実施する場合がある。その場合は参加申請締切後、別途参加申込者に通知する。

## (3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと
- カ 企画提案書及び見積書等の必要書類が提出期限を過ぎて到着したとき
- キ 見積書に記載の見積金額が本実施要領に定める契約上限額を超過しているとき

## (4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の参加者の総得点を掲示する。

## 8 その他

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、契約候補者に選定されたかどうかに関わらず、同条例第10条各号に該当する情報を除いて、公開の対象となる。
- (3) すべての提出書類は返却しない。
- (4) 提出された書類は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- (5) 参加申請後に、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに「参加辞退届（様式8号）」を本要領9に記載の担当部署に電子メールで提出すること。
- (6) 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

- (7) 提案書で表明された内容については、そのまま契約の基本方針となるため、実現が確約されることを表明すること。事業者選定後であっても、契約段階において表明した内容に大幅な変更がある場合には、次点の参加者と契約を締結することがある。
- (8) 本件に係る令和8年度神戸市一般会計予算が成立しない場合には、本プロポーザルに基づく契約を締結しないことがある。

## 9 提出先、問い合わせ先

神戸市経済観光局新産業創造課 担当：福田、渡邊

住所：〒651-0087 神戸市中央区御幸通 6-1-12 三宮ビル東館 7階

E-mail：[shinsangyosozo@city.kobe.lg.jp](mailto:shinsangyosozo@city.kobe.lg.jp)

**地域ソーシャルインパクト創出支援事業運営業務委託  
評価項目**

評価項目	評価ポイント	配 点
①. 業務目的および業務内容の理解度 (10%)	当事業が、地域企業のソーシャルインパクト可視化を通じ、地域企業の将来的な事業成長と社会的価値拡大の両方を目指す事業であることを理解しているか。	10点
	小計	10点
②. 事業の手法・内容の的確性、実現性 (45%)	支援対象企業の公募において、効果的な広報手段および選定手法の提案があるか。また、それは実現可能なものであるか。	10点
	選定した地域企業のソーシャルインパクトを適切に可視化するための知見および専門性があるか。	15点
	神戸域内外の社会起業家育成やインパクト経営、インパクト可視化、効果推計等に関する豊富な知見を持つ有識者、投資家等との十分なネットワークを有するか。	10点
	中間報告会および成果報告イベントの実施について、実施目的を理解した企画内容となっているか。また、それは実現可能なものであるか。	10点
	小計	45点
③. 工程・実施手順・体制の妥当性、関連実績の豊富さ (35%)	当事業におけるすべての業務を円滑に実施するための適切な人員体制が整っているか。	10点
	事業実施のスケジュールが具体的で合理的なものであるか。(各スケジュールに遅れが発生した場合の回復手法案を含む。)	5点
	ソーシャルビジネスやローカル・ゼブラ支援、ビジネスを通じた社会課題解決に関する機運醸成等について、十分な関連実績を有しているか。	10点
	インパクト投資やインパクトレポートの作成など、事業活動の社会的価値(ソーシャルインパクト)可視化に関して、関連実績および専門性を有しているか。	10点
	小計	35点
④. 地元企業に対する加点(10%)	地元企業(本社所在地が神戸市内)の場合 10点(満点) 準地元企業(支店等が市内にある)の場合 5点 ※共同企業体で参加する場合は、地元企業の割合に応じて評価する	10点
	小計	10点
合計		100点